

環境かわら版

No.83 (平成30年6月1日発行)

生活雑排水対策の必要性

●水を汚しているのは誰？

川や海の水の汚れについては、かつては工場排水が主な原因でしたが、今日では、生活雑排水(台所・お風呂等の排水)が一番の原因となっています。

●汚れている水をきれいにするために

生活雑排水を処理する施設としては、下水道、合併処理浄化槽があり、地域に応じた整備が進められています。

●合併処理浄化槽とは

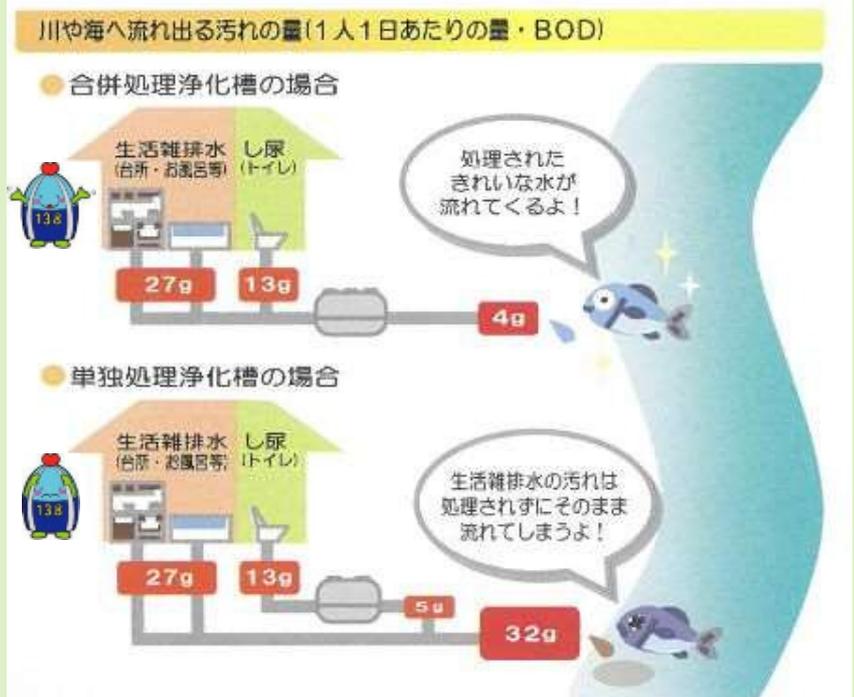
家庭からの排水のうち、し尿(トイレの排水)のみを処理する単独処理浄化槽では、台所・お風呂等の排水は処理されませんが、合併処理浄化槽は家庭からの排水の汚れを約90%除去することができます。

★あなたのお宅の排水は、どのように処理されていますか？

皆さんのお宅が、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽をお使いの場合は、台所、お風呂等の排水が未処理のまま河川に流れ込み、河川や海の汚れの主な原因になっています。

市の補助金制度を活用して、合併処理浄化槽への転換をご検討ください。
補助金制度の詳細につきましては裏面をご覧ください。

【お問合せ先】 一宮市衛生処理場 (一宮市環境部浄化課) 電話 45-4423



■BOD(生物化学的酸素要求量)

水の汚れ(有機物)が、微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量。数値が大きいくほど汚れの量が多い。

裏面もご覧ください

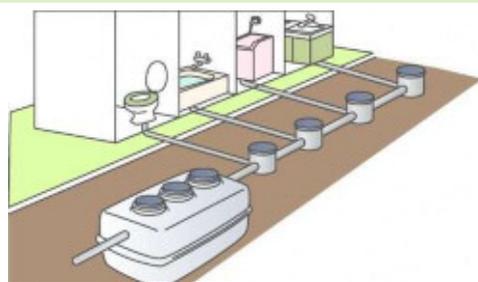
合併処理浄化槽設置補助金をご活用ください

一宮市では、浄化槽整備区域に現在お住まいで単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽へ転換設置される方を対象に費用の一部を補助する制度を設けております。

●対象区域: 以下の区域を除く市内全域
公共下水道が整備されている、または整備される予定の区域、及び一宮市長が指定した区域

●補助金の額(設置費用補助限度額)
5人槽: 332,000円、6~7人槽: 414,000円、8~50人槽: 548,000円
単独処理浄化槽撤去費補助: 上記限度額に上限90,000円を加算

★詳しい対象区域、対象者、対象浄化槽等につきましては、環境部浄化課までお問い合わせください。



上図 出典: 環境省ホームページ
(<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/himitsu/onepoint/11.html>)

合併処理浄化槽の設置にご協力をお願いします

申請者は個人ですか？法人ですか？

→

法人

↓個人

今お使いの汚水処理方法は？

→

下水道・
合併処理浄化槽

↓単独処理浄化槽・くみ取り便槽

新築・建築確認申請を伴う増築等ではありませんか？

→

新築・
建築確認申請を
伴う増築等

↓建築確認申請は伴わない

住宅、または延床面積の2分の1以上が居住用の建物ですか？

→

左以外の建物

↓住宅、または2分の1以上が居住用

区域によって補助金が出ます。
工事前に区域の確認をお願いします。

補助金対象外です。



※市税に未納がないことなどその他の条件があります。

一宮市衛生処理場（一宮市環境部浄化課）電話 45-4423

公共水域の水環境保全啓発のため、補助金対象区域以外にも配布しています。